

株式会社テクノモバイルを認定！

徳島県内
第20号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第20号として、株式会社テクノモバイルを平成25年3月25日付けで認定しました。

 徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年4月19日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社テクノモバイルの中西氏（左）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社テクノモバイルの取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年10月1日～平成25年3月8日までの2年5か月

2 行動計画の目標

- ① 妊娠中、出産後の女性労働者に対して、制度の情報提供及び相談体制を整備する
- ② 子の看護のための休暇を利用しやすい制度の周知を図る
- ③ 所定外労働の削減措置として、毎月1回ノー残業デーを導入する

3 取組結果

- ① 平成24年11月30日に、出産後の女性労働者に対して、子の看護休暇制度、育児短時間勤務制度等についてメールで情報提供を行った。また、平成24年12月7日に、家庭生活との両立を支援するための相談窓口を設置し、メールで全社員に周知した。
- ② 平成25年2月28日に、メールで全社員に子の看護休暇制度、育児短時間勤務制度について周知を図った。
- ③ 平成24年11月16日より、毎月第3金曜日をノー残業デーとしている。

4 その他の先進的取組

- ① 育児のための所定外労働の免除制度の対象を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員としている。
- ② 子の看護のための休暇を取得した日については通常の勤務をしたものとみなし、有給扱いとしている。また、賞与、定期昇給、退職慰労金の算定についても取得期間を通常の勤務をしたものとみなしている。
- ③ 育児短時間勤務制度の適用を受けた期間について、定期昇給及び退職慰労金の算定に当たっては、適用期間を通常の勤務をしたものとみなしている。